

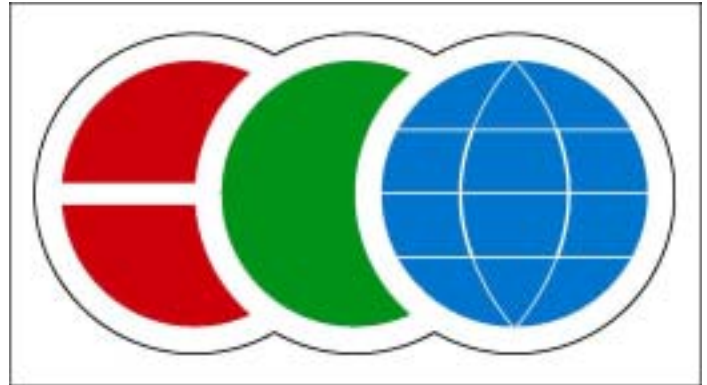
# < 特集 > 環境都市ねりまをめざして >

## 練馬区環境基本条例と環境都市練馬区宣言 -

“環境の世紀”、21世紀は、さまざまな環境問題の解決をめざして、地域住民、事業者、行政などが連携協力して行動することが求められます。また、区の環境保全施策も、明確な方針のもとで、総合的かつ計画的に進めていかなければなりません。

練馬区では、このような連携協力の基盤となり、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組み（フレームワーク）として「練馬区環境基本条例」を制定しました。

またこの条例に沿って、区民・事業者・区が協力して地域環境の保全を推進し地球環境保全に貢献するための取り組みを進める決意と方針を内外に明らかにするため、「環境都市練馬区」を宣言しました。



環境都市練馬区宣言シンボルマーク  
(練馬区中村在住 中山氏の作品)

環境基本条例の制定・施行と環境都市練馬区宣言の実施は平成18年度になりますが、その企画、検討、準備等は17年度を中心に行っており、この二つの取り組みを『ねりまのかんきょう（平成17年度報告）』の特集として取り上げました。

## I 練馬区環境基本条例

### 1 環境基本条例と環境保全施策

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区・事業者・区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

今まで、練馬区では、平成5年度と平成12年度に「練馬区環境基本計画」を策定するとともに、「水辺ふれあい計画」「リサイクル推進計画」「環境美化行動計画」などの分野別の計画を策定するなど、区の環境施策の総合的、計画的な推進に努めてきました。また、「リサイクル推進条例」「ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」「アスベスト飛散防止条例」など、施策の推進に必要な条例を制定し運用しています。

しかしながら、今後は、区の施策を区民・事業者・区の連携を基礎として、ますます効果的に立案、実施することが求められます。そのためには、個別の施策が、それ

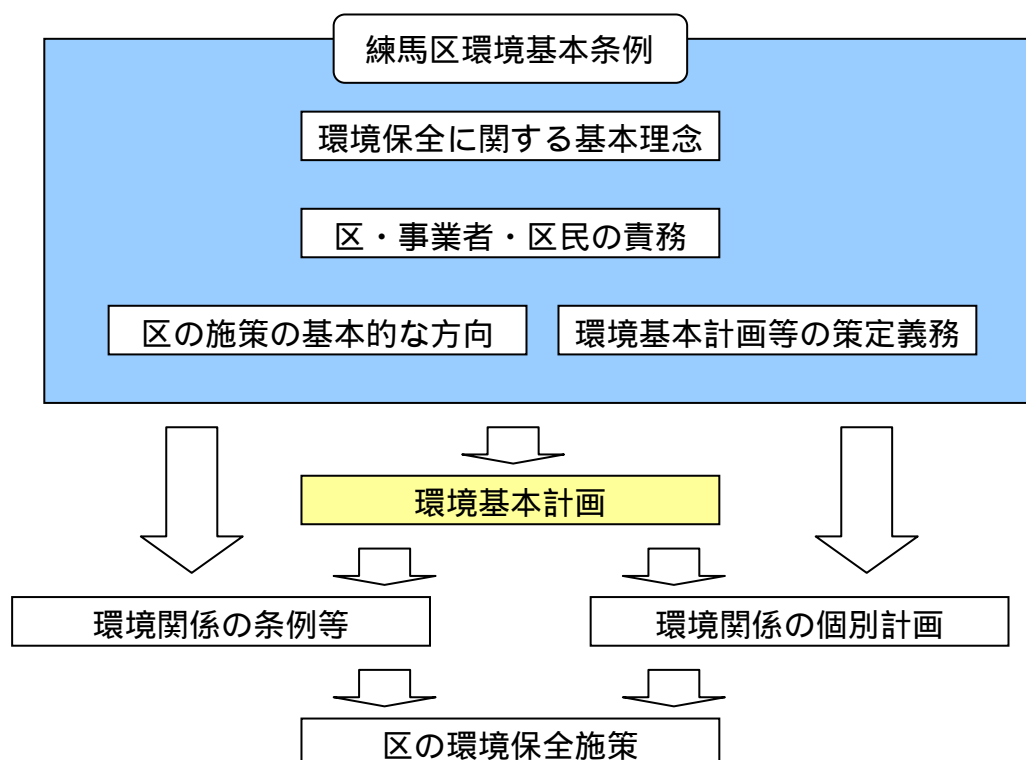
らを貫く理念のもとに総合的、計画的に推進されることが必要です。また施策が安定的に推進されるためには、その内容や方向性が法的な根拠をもつことも必要です。

これらの考えから、練馬区では、最初に掲げた目的をもって、練馬区環境基本条例の制定をめざすこととしました。

環境基本条例により、従来から進めている環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策の内容が、一定の制約をもつ条例に位置づけられ、また環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

今後、区は、この環境基本条例を基本として、環境保全施策を区民・事業者と連携協力しながら進めていきます。

#### 【環境基本条例と環境基本計画の関係の模式図】



## 2 環境基本条例案の検討組織

### (1) (仮称)練馬区環境基本条例に関する区民懇談会

区民や事業者の考えを環境基本条例案の作成に活かしていくため、区民・事業者および学識経験者 12 名（うち公募委員 4 名）からなる「(仮称)練馬区環境基本条例に関する区民懇談会」を平成 16 年 2 月に設置しました。

この区民懇談会は、平成 17 年 2 月から 11 月までに 13 回開催され、練馬区の環境保全施策の現状や他自治体の環境基本条例を調査研究するとともに、区民・事業者および専門家の立場から、環境基本条例の考え方や環境基本条例に盛り込む事項について検討しました。そして 11 月に「(仮称)練馬区環境基本条例に関する提言」をまとめ、区長に提出しました。

(2) (仮称)練馬区環境基本条例案作成委員会

環境基本条例案作成委員会は、庁内の関係部署の部長・課長からなる条例案の検討組織です。区民懇談会の提言をもとに、練馬区における環境施策のあり方などを検討し、「(仮称)練馬区環境基本条例の基本的な考え方」として、基本条例案の考え方や盛り込む内容についての素案を作成しました。この基本的な考え方に対する区民の意見を募集し、これを考慮して、条例案を作成しました。

### 3 環境基本条例の制定に至る経過

(1) 近隣自治体における環境基本条例の制定・運用状況の調査(16年度)

首都圏一都三県の自治体(東京都、神奈川・埼玉・千葉県、東京都内全区市、神奈川・埼玉・千葉県の人口20万人以上の市(ただし埼玉県については練馬区に隣接する市は対象))76自治体を対象に、環境基本条例の制定・運用状況に関するアンケート調査を実施しました。

【主な結果】

アンケート回収数 = 74 (97%)

環境基本条例制定済の自治体数 = 53 (72%)

(制定作業中4、制定の計画あり4、制定の計画なし13)

23区では、制定済7区(1区は回答なしであるが制定済)(30%)

また、回答のあった自治体のうち、4自治体については、ヒアリング調査を実施しました。

(2) (仮称)練馬区環境基本条例に関する区民懇談会による提言(16~17年度)

平成17年2月1日 区長から委嘱、区民懇談会設置、第1回懇談会

以降、平成17年11月11日まで、13回の懇談会を開催

平成17年11月11日 (仮称)練馬区環境基本条例に関する提言まとめ

平成17年11月18日 (仮称)練馬区環境基本条例に関する提言を区長に提出

【区民懇談会における主な審議事項】

練馬区の環境および環境保全施策の現状、環境基本条例の内容に関する研究

環境基本計画に盛り込む事項の委員提案とその分類整理

環境基本計画に盛り込む事項委員提案の項目別検討

環境基本条例前文の検討

環境基本条例に関する提言のまとめ

(仮称)練馬区環境基本条例に関する提言は、練馬区のインターネットホームページ内の「ねりまのかんきょう」に掲示しています。



環境基本条例に関する提言を区長に提出する区民懇談会会長・副会長(平成17年11月18日)

- (3) (仮称)練馬区環境基本条例案作成委員会(17~18年度)  
 平成17年9月9日 関係部署の部長および課長18名を委員として設置  
 以降、平成18年4月21日までに、8回の委員会を開催  
 平成18年3月2日 (仮称)練馬区環境基本条例の基本的な考え方まとめ  
 平成18年4月21日 パブリックコメントによる意見による修正検討  
 (仮称)練馬区環境基本条例の基本的な考え方は、練馬区のインターネットホームページ内の「ねりまのかんきょう」に掲示しています。
- (4) (仮称)練馬区環境基本条例の基本的な考え方とパブリックコメント  
 (17~18年度)  
 平成18年3月21日~4月7日 (仮称)練馬区環境基本条例の基本的な考え方を公表して、区民等の意見を募集(パブリックコメント)  
 パブリックコメントの結果 6人から28件の意見が寄せられました。  
 平成18年4月21日 パブリックコメントの意見による「環境基本条例の基本的な考え方」の修正(条例案作成委員会)
- (5) 練馬区環境基本条例案の作成と議会審議(18年度)  
 平成18年5月 基本的な考え方(修正)をもとに環境基本条例案を作成  
 平成18年6月 区長が練馬区環境基本条例案を区議会に提案  
 平成18年6月 区議会定例会にて条例案を審査  
 平成18年6月28日 区議会本会議で環境基本条例案を可決
- (6) 練馬区環境基本条例の公布と施行(18年度)  
 平成18年6月29日 練馬区環境基本条例公布  
 (平成18年6月29日 練馬区条例第58号)  
 平成18年8月1日 練馬区環境基本条例施行  
 (ただし、練馬区環境審議会に関する条項の施行は別途規則で定めます。)

#### 4 練馬区環境基本条例の概要と特徴

練馬区環境基本条例の全文は、環境関連の法令・条例等のページ(169ページ)に掲載しました。また、練馬区のインターネットホームページにも掲載されています。

##### (1) 練馬区環境基本条例の概要

###### 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることを基本理念としています。

###### 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互

に連携協力するよう努めることを定めています。

#### 環境保全に関する計画や区の施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して環境に配慮することを定めています。

#### 区民参加や区民への支援など

区は、環境保全に関する区民の参加を進め、環境に負荷をかけない区民活動を支援する仕組みの整備を図るとともに、環境学習を推進し、環境保全に関する普及啓発に努めることを定めています。

また、区は、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者に要請することができることを決めました。

#### 環境に関する調査研究

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民・事業者に提供することを定めています。

#### 環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の諮問機関として「練馬区環境審議会」を設置することやその基本的事項を定めています。

## (2) 練馬区環境基本条例の特徴

練馬区環境基本条例には、他の自治体の環境基本条例と比較して次のような特徴があります。

区は、区民・事業者が自らの環境保全行動の方針や取り組み内容を定める計画づくりを支援することとしています。（練馬区民環境行動方針を条例に位置づけしました。） 区民環境行動方針の項（24ページ）参照

区の施策として、23区内にありながら、300ヘクタール近く残っている農地のさまざまな環境保全機能（みどりの保全、都市景観、地下水浸透などさまざまな環境保全に役立つ機能）の増進を図ることを明確にしています。



## (参考) 練馬区の周辺の周辺自治体における環境基本条例の制定状況

23特別区では、平成17年度末現在、9区で環境基本条例が制定されています。（港区、新宿区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、足立区）

練馬区は、23区で10番目の環境基本条例制定区です。

また、練馬区に隣接する9区市の中では、中野区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、和光市、新座市の7区市で環境基本条例が制定されています。

## 環境都市練馬区宣言

### 1 環境都市練馬区宣言とは

「環境都市練馬区宣言」は、練馬区環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにすることにより、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいくために一層の努力を傾ける契機とすることを目的としています。すなわち、「環境都市ねりまをめざす」宣言です。

練馬区では、過去、3つの都市宣言を行っています。

非核都市練馬区宣言（昭和58年10月3日）

交通安全都市練馬区宣言（平成10年12月15日）

健康都市練馬区宣言（平成13年10月8日）

環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区4番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありませんが、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点では、大きな意味があると考えます。

この宣言が、練馬区環境基本条例を後押しし、区民・事業者・区の環境保全の取り組みを推進するひとつの契機となることを期待しています。

練馬区では、この環境都市練馬区宣言は、区民の方々に宣言文の原案を作成していただき、その原案をもとに区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会に提案して議決を受けることにより、この環境都市練馬区宣言文を決定しました。

### 2 環境都市練馬区宣言の検討経過

#### (1) (仮称)環境都市練馬区宣言に関する懇談会による宣言文原案の作成

平成18年4月11日 (仮称)環境都市練馬区宣言に関する懇談会設置

(この懇談会の委員には、(仮称)練馬区環境基本条例に関する区民懇談会の委員に就任いただきました。)

以降、平成18年4月28日まで、3回の懇談会を開催し、宣言文の原案を作成

平成18年4月28日 環境都市練馬区宣言文の原案を区長に提出

#### (2) 庁内での宣言文案の検討

平成18年5月 庁内で、(仮称)環境都市練馬区宣言に関する懇談会の宣言文原案をもとに検討し、環境都市練馬区宣言文案を作成しました。

#### (3) 区議会による議決と告示

平成 18 年 6 月 宣言文案を区議会に提案

平成 18 年 6 月 28 日 区議会で環境都市練馬区宣言を議決

平成 18 年 8 月 1 日 環境都市練馬区宣言を告示

#### (4) 環境都市練馬区宣言の実施

平成 18 年 8 月 1 日 環境都市練馬区宣言記念式典において、志村区長が宣言

### 3 環境都市練馬区宣言

環境都市練馬区宣言は、つぎのとおりです。

## 環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、

みどりや水と共生する美しいまち

安全で健康に暮らせる生活環境のまち

資源やエネルギーを大切に作る循環のまち

環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち

を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成 18 年 8 月 1 日

練 馬 区

## 4 環境都市練馬区宣言記念式典と記念行事

### (1) 環境都市練馬区宣言記念式典

環境都市練馬区宣言を記念する式典が、平成 18 年 8 月 1 日、練馬文化センターにおいて、約 850 人の区民、環境大臣、東京 9 区・10 区選出国會議員、練馬区選出都議會議員、区議會議員などが参加して行われました。

### 環境都市練馬区宣言記念式典

- (1)日時 平成 18 年 8 月 1 日(火)午後 6:30～9:00
- (2)会場 練馬文化センター大ホール
- (3)主催 練馬区・練馬区議会
- (4)内容  
主催者あいさつ  
来賓祝辞  
練馬子ども議会環境提案  
環境都市練馬区宣言  
環境都市宣言シンボルマーク・ポスター  
・作文コンクール優秀賞受賞者表彰  
記念講演「環境で高める『ねりまブランド』」(講師：環境大臣)  
思い出の歌(合唱：武蔵大学合唱団リーデルクランツ)



区長あいさつ



練馬子ども議会環境提案



環境都市練馬区宣言



シンボルマーク等優秀賞表彰



記念講演(環境大臣)



合唱(武蔵大学合唱団)



## 練馬子ども議会環境提案

光化学スモッグをなくすために

自分たちで行うことは、

光化学スモッグは気温が高く、風がない日に発生しやすいので打ち水をして気温を下げます。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

できるだけ電車やバスなどの公共交通を利用し、車の排気ガスを減らしてください。

地球温暖化対策のために

自分たちで行うことは、

電気・ガスなどエネルギーの使いすぎに注意します。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

自宅や会社、公共施設などの冷房の設定温度 28 を心がけてください。車ではなく、自転車などを利用して、エネルギーの使い方を考えてください。

環境にやさしいまちづくりのために

自分たちで行うことは、

ヒートアイランドを抑えるためにエアコンより扇風機や窓を開けて過ごします。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

二酸化炭素の排出量を減らすために、積極的にアイドリングストップを心がけてください。

レジ袋などを減らすために

自分たちで行うことは、

必要のないと思うビニール袋は断り、自分のカバンに入れるなどしてビニール袋をもらわない工夫をします。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

マイバッグを持って買い物に行ってください。

資源の循環のために

自分たちで行うことは、

学校などで、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の 3 R についての 新聞を発行し、みんなに周知して、できることを呼びかけます。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

子どもたちの手本になるよう、自分が消費したものを、できるかぎり 3 R してください。

練馬区のまちの美化のために

自分たちで行うことは、

ポイ捨てや歩きタバコなどをなくすために看板やポスターなどを制作するキャンペーンを行います。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

ポイ捨てや歩きタバコなどを見つけたら、やめてもらうために注意をしてください。

環境にやさしい生活のために

自分たちで行うことは、

普段からできるエコライフを意識し、行動します。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

車などの乗り物の使用回数を減らし、エコライフに興味をもってください。

みんなで協力してみどりを増やすために

自分たちで行うことは、

おこづかいを節約して「練馬みどりの葉っぱい基金」に寄付します。

大人の人たちにしてもらいたいことは、

緑を大切にすることを意識してください。

平成 18 年 8 月 1 日

## (2) 環境都市練馬区宣言記念事業

環境都市練馬区宣言を記念して、打ち水大作戦などさまざまな事業が実施されました。

“ねりまを冷やそう” 打ち水大作戦

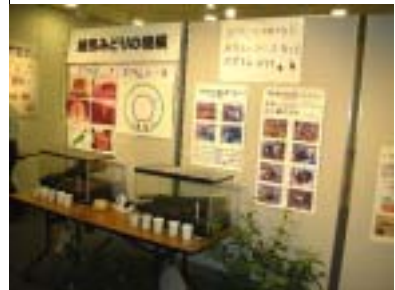
日時 平成 18 年 8 月 1 日 (火) 午後 1:00 ~ 1:30

会場 練馬庁舎前広場  
 参加 区内子どもエコクラブ 65 名、サポーターなど  
 区長、区議会議員など  
 効果 打ち水の実施前後で気温が約 1 度 低下



環境都市練馬区宣言シンボルマーク・ポスター展など

日時 平成 18 年 8 月 1 日 (火) 午後 1:30 ~ 9:00  
 会場 練馬文化センター内ギャラリー  
 来場者  
 内容 環境都市練馬区宣言シンボルマーク・ポスター入賞作品や練馬関町リサイクルセンター・春日町リサイクルセンター・練馬みどりの機構の展示



環境都市練馬区宣言シンボルマーク・ポスター貼付清掃車展示

日時 平成 18 年 8 月 1 日 (火) 午後 6:30 ~ 9:00  
 会場 練馬文化センター前



## 葉っぱいハーブの頒布

日時 平成 18 年 8 月 1 日 ( 火 ) 午後 6:30 ~ 9:00

会場 練馬文化センター前



## まちづくり講座「地域で取り組む協働による環境改善運動」

日時 平成 18 年 7 月 28 日 ( 金 )

午後 6:30 ~ 8:30

会場 石神井公園区民交流センター

参加 39 名

講師 NPO 法人 グラウンドワーク三島  
事務局長 渡辺豊博氏



## 葉っぱいまつり

日時 平成 18 年 7 月 30 日 ( 日 )

会場 花とみどりの相談所 ( 光が丘 )

参加 約 100 名

内容 葉っぱい講座「樹木から読み取る環境の不思議」

講師 : NPO 法人 樹木生態研究会 堀大才氏

セミの羽化を見る夕べ

落とし穴でとらえた昆虫で公園の自然を探ってみよう

